

浜松市消防局及び消防署のグループ制に関する要綱

(趣旨)

第1条 浜松市消防局及び消防署の組織の機動性を高め、多様化・高度化する業務に柔軟に対応するとともに、組織内分権を進め、第一線の職員による迅速・的確な意思決定の体制を整えるため施行するグループ制について必要な事項を定める。

(グループ制導入所属)

第2条 グループ制は、消防局の各課及び消防署本署で実施する。所属長は、その所掌事務についてグループを編成して行うよう努めなければならない。

(グループの編成)

第3条 所属長は、所管の業務が効率よく執行されるようその内容を分析し、業務のまとまりの単位ごとに職員のグループを編成する。ただし、所属長がグループ編成の必要がないと判断したときは、この限りではない。

2 所属長は、業務の繁閑等の状況に応じて、随時グループの編成を変更することができる。

3 所属長は、グループの名称を付するに当たっては、その業務の内容ができるだけ市民に分かりやすいものとする。

(グループへの職員配置)

第4条 所属長は、業務の内容又は困難度に応じ、職員の能力・適性等を勘案して、最も効果的かつ効果的に職員をグループに配置するものとする。

2 職員は、原則として複数のグループに属するものとする。

(グループ長の指名)

第5条 所属長は、主幹、副主幹の職にある者のうちから、グループ長を指名する。

2 前項の規定にかかわらず、所属長が特に必要と認めるときは、専門監の職にある職員にグループ長の事務を取り扱わせることができる。

3 所属長は、同一の者に2以上のグループ長を兼務させてはならない。

(グループ長の職務)

第6条 グループ長は、そのグループの業務遂行について責任をもち、グループ員の協働者として、自らの経験と知識でグループ員への援助及び指導を行いながら業務を執行するものとする。

2 グループ長は、主管のグループ員に関して、浜松市消防局課長等専決規程(昭和41年浜松市消防本部訓令甲第7号)別表又は浜松市消防署職員勤務規程(昭和36年浜松市消防本部訓令甲第10号)別表に定める人事に関する事項について、専決権を有する。

3 グループ長は、原則として、課長補佐又は課長補佐を置かないときの課長の職務を代理することはできない。

4 グループ長は、業務の進捗状況、成果等を随時所属長に報告するものとする。

(グループ編成の手続)

第7条 所属長は、毎年度当初にグループを編成したときは、共同利用サーバのグループ設定システムにグループ情報を入力することにより、消防総務課長に報告するものとする。年度途中でグループ編成を変更した場合も同様とする。

2 消防総務課長は、グループ編成及びグループ編成の変更について、指導及び助言するこ

とができる。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 浜松市消防本部総務課グループ制に関する要綱(平成13年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。